

# あすなろ通信

ひとり親家庭の皆さんへ  
母子・父子自立支援員からのおたよりです。  
2020.5月号 第39号



## 児童扶養手当等の手当額が変わります

令和2年4月からの児童扶養手当の額（月額）は下記のとおり決定されました。

### 令和2年4月からの児童扶養手当の月額

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	10,190円を加算	10,180円～5,100円
3人以上	6,110円を加算	6,100円～3,060円

\*一部支給の手当額は受給者本人の所得によって計算されます。

\*一部支給の計算式

- ◆第1子  $43,150円 - \{(受給者の所得 - 全部支給制限額) \times 0.0230559\}$
  - ◆第2子  $10,180円 - \{(受給者の所得 - 全部支給制限額) \times 0.0035524\}$
  - ◆第3子以降  $6,100円 - \{(受給者の所得 - 全部支給制限額) \times 0.0021259\}$
- ※ { } 内は10円未満四捨五入

\*児童扶養手当の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられています。2019年の消費者物価指数は、前年比+0.5%の引き上げとなりました。この結果、令和2年4月分からの月額は上記の額に変更となります。

※すでに受給されている方は手続きの必要はありません。

問い合わせ先 和光市役所 ネウボラ課手当医療担当

048-424-9140



## 高等教育の修学支援新制度が4月から始まりました。



どんな制度？

- ① 授業・入学金の免除または減額（授業料等減免）
  - ② 給付型奨学金の支給
- の2つの支援により、大学や専門学校等で安心して学んでいただくものです。

対象者は？

- ① 世帯収入や資産の要件を満たしていること
  - ② 進学先で学ぶ意欲がある学生であること
- の2つの要件を満たす学生全員です。

支援を受けるにあたって大切なことは？

進学後、支援を受け続けるには、大学等でしっかりと授業へ出席し、勉学に励むことが求められます。成績が悪かったり、授業にあまり出席しなかった場合には、支援を打ち切られたり、場合によっては返還も必要になることもあります。

世帯収入や資産の要件など詳しくは 文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援金制度」で確認をお願いします。申請の仕方は在学期にご相談ください。



## 新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内（特例貸付）



新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な生計維持のために資金が必要な方へ和光市社会福祉協議会が県の窓口となって、緊急の貸付を実施しています。



### 【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等（※）の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
措置期限	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子



### 【総合支援資金（生活支援費）（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
措置期限	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保障人なし：年1.5%	無利子

### 申し込みの流れと必要書類

- ①電話にての受付をします。
- ②詳細の聞き取りのため折り返しの電話がきます。
- ③必要書類をそろえ、郵送します。
- ④到着後、すたんとあっぴで作成した「相談受付票」を添付し、埼玉県社協に申請します。
- ⑤埼玉県社協による審査の上、貸付決定となった場合、申請者の口座に直接振り込まれます。

市役所で取得していただくもの	①世帯全員の住民票（本籍・続柄掲載、マイナンバー不要） ②印鑑登録証明書
記入して郵送していただくもの ※社協HPからダウンロード	③借入申込書（押印は認め印） ④借用書（押印は実印） ⑤相談受付・申込票（押印は認め印）
その他の必要書類	⑥本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの物、なければ健康保険証） ⑦収入状況が明らかになる書類（減収前と減収後の給与明細書、預金通帳の写し、フリーランスの場合は請求書の写しなど。スケジュール帳の写しなど仕事が減った証明となるもの） ⑧振込口座の写し（カナ氏名、銀行名、支店名、口座番号がわかるページやキャッシュカードの写し）
準備いただくもの	電話で家計状況をお伺いします。1か月の収入と支出（家賃、水光熱費、電話代、保険料、負債の状況など）をわかるようにご準備ください。



### ご相談・お問合せ先

和光市社会福祉協議会 和光市暮らし・仕事相談センターすたんど・あっぴ和光

TEL：048-452-7608 FAX：048-452-7603